

第6回阿蘇中部3町村合併協議会会議録

- 1.平成16年3月23日午後2時30分 招集
- 2.平成16年3月23日午後2時35分 開会
- 3.平成16年3月23日午後3時20分 閉会
- 4.会議の区別 協議会(法定)
- 5.会議の場所 一の宮町就業改善センター 会議室
- 6.出席委員及び欠席委員

出席委員

1 番	一の宮町	渡 邊 力 丸
2 番	一の宮町	家 入 哲 也
3 番	一の宮町	宮 崎 昭 光
4 番	一の宮町	古 木 孝 宏
5 番	一の宮町	笹 田 陽 三
6 番	一の宮町	森 下 幸 美
7 番	一の宮町	阿 蘇 品 清 二
9 番	一の宮町	志 賀 聡 雄
10 番	阿 蘇 町	河 崎 敦 夫
11 番	阿 蘇 町	松 永 勲
13 番	阿 蘇 町	高 藤 拓 雄
14 番	阿 蘇 町	松 村 勝 美
15 番	阿 蘇 町	西 岡 ヤ ス 子
16 番	阿 蘇 町	丸 山 信 義
17 番	阿 蘇 町	小 笠 原 徹 朗
18 番	阿 蘇 町	森 山 幸 義
19 番	波 野 村	市 原 新
20 番	波 野 村	水 野 日 出 男
21 番	波 野 村	後 藤 新 一
22 番	波 野 村	山 口 定 喜
24 番	波 野 村	市 原 正 次
25 番	波 野 村	阿 南 輝 和
26 番	波 野 村	岩 瀬 葉 津 子
27 番	波 野 村	大 塚 國 勝
28 番	振 興 局	岩 下 直 昭

欠席委員

8 番	一の宮町	園 田	盡
12 番	阿蘇町	家 入	澄 雄
23 番	波野村	阿 南	洋

7.説明のため出席した者の職氏名

なし

8.職務のため出席した事務局職員

局長	岩 瀬 國 興	次長	大 塚 敏 彦
局員	丸 野 雄 司		井 八 夫
	井 野 孝 文		本 田 良 治
	今 村 清 信		高 藤 裕 樹
	坂 口 英 明		

9.議題

(1)小委員会報告

(2)協議事項

協議第 7 (継続)財産及び債務の取扱いについて(財産区等)

(3)その他

午後2時35分 開会

日程第1 開会

阿蘇中部3町村合併協議会事務局長(岩瀬国興) 皆さんこんにちは。定刻を遅れまして申し訳ありません。ただ今から第6回阿蘇中部3町村合併協議会を開会させていただきます。

本日の会議は、お手元にお配りいたしました会議資料によりまして進めさせていただきます。なお、本日の会議に、ご欠席の方がいらっしゃいますけれども定足数を満たしておることをご報告申し上げます。

それでは挨拶のほうに移らせていただきます。まず、河崎会長がご挨拶を申し上げます。

日程第2 あいさつ

河崎阿蘇中部3町村合併協議会長あいさつ

会長(河崎敦夫) こんにちは。一言ご挨拶を申し上げます。梅の花もほころびまして、つい最近では桜だよりでございますが、そういう中で、本日は第6回の合併協議会を開催いたしました。委員各位におかれましては、大変ご苦勞いただき、そしてまたこの協議会もいよいよ大詰めを迎えることになり、これもひとえに委員一人一人のご協力とご指導の賜物と深く敬意を表する次第でございます。

さて、平成15年度もあと1週間で終わろうといたしておりますが、合併協議会のほうも、い

よいよ協定項目の協議の大詰めに来たところでございますが、あと1項目のご承認をいただきま
すと全協定項目の合意確認をいただいたということになるわけでございます。

各町村の3月定例議会それぞれございまして、平成16年度の予算審議も終わったところでご
ざいますけれどもご承知のとおり国の交付税の減額、そういう厳しい中で、いずれの町村も予算減
額或いは補助金のカット或いはまた人件費の見直し等々で事業費の縮小等を余儀なくされてお
るのが現状でございまして、厳しい予算編成を実感されたところでもございまして、この現実を
みますとやはり、経費の節減を図るためには合併の道を選んでいくことに誤りはないと確信す
るところでもございます。

しかしながら、本日の新聞紙面にもございましたように学校とか或いはまた役場などそういう
地域の拠点がなくなることによりまして、地域が寂れていくのではないかとという住民の不安があ
ることも察しまして、代々引き継がれてきた地域のこと或いはまたそれぞれの歴史、文化等々を
勘案しながら十分配慮していかねばならないのではなからうかとこのように考えておるところ
でございます。

本日の継続審議を審議していただきまして、新しい自治体づくりに向かうこととなりますけれ
どもいろいろとご意見をいただきまして、円滑な協議ができますよう、よろしく願いいたしま
してご挨拶に代えたいと思います。よろしくご審議方お願いします。

事務局長(岩瀬) ありがとうございます。それでは早速会議のほうに移らせていただきま
す。会議の進行は河崎会長によるしくをお願いします。

日程第3 会議録署名委員の指名

会長(河崎敦夫) それでは早速協議会に入りますが、まず会議録の署名委員に一の宮町の宮
崎昭光委員、阿蘇町の高藤拓雄委員、波野村の後藤新一委員をお願いいたしたいと思いま
す。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

日程第4 会期の決定

会長(河崎敦夫) 引き続きまして会期の決定でございますが、本日一日としたいと思いま
すがこれらも異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程第5 (1) 小委員会報告

会長(河崎敦夫) それでは早速議題に移りたいと思いますが、始めに庁舎建設等小
委員会の報告について家入委員長から報告をお願いします。

小委員会委員長(家入哲也君) 皆さんこんにちは。小委員会の家入でございます。小委員会
よりその後の状況につきまして、また今日までの状況につきましてもご報告を申し上げたいと思
います。

前回、3月9日の合併協議会以降、3月の11日それから本日の23日午後1時から小委員会を開催したところであります。今回検討いたしましたことは、一の宮町の支所の取扱いについて協議をいたしたところでございます。それから、文化ホールの建設計画に関する件につきましても検討を重ねてきたところでございます。一の宮町役場を本庁とすることにつきましては、2月10日の協議会において、本庁舎改修の計画を進めることを報告いたしましたが、現在庁舎改修設計委託契約の段階まで進んでいるとのこととあります。

一の宮町の支所につきましては、合併協定事項の新市の事務所の位置を検討した折、「現在の一の宮町、阿蘇町、波野村にそれぞれ支所を置くものとする。」ということに対し、支所設置と職員配置、事務機構の面から検討してまいりましたが、現在の一の宮町役場を市役所とするものであり、本庁の職員体制を整えることにより十分対応できるものと考えられるところであります。従って、「一の宮町に支所は置かない。」ほうに意見がまとまっております。これに関しては、この後事務局より補足的な説明があると思えます。

また、文化ホールの件につきましても検討を進めておりますが、現在のところ施設の規模等を検討いたしておるところでありまして、この後なお、会を重ねながら、この件につきましては、慎重に審議していくべきであるというふうと考えておるところであります。

以上、このことにつきましては、ただ今報告申し上げましたとおり、これから小委員会の協議を深めながら審議していくということを申し上げまして、小委員会の報告に代えさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

会長（河崎敦夫） 有難うございました。ただ今、家入委員長から小委員会の報告がございました。事務局から補足するところがありましたら説明していただきたいと思えます。

阿蘇中部3町村合併協議会事務局次長（大塚敏彦） それでは事務局のほうから補足の説明をさせていただきたいと思えます。お手元の資料の別冊になっておりますが、ページ3が打つてあるものをご覧いただきたいと思えます。

これまで小委員会におきまして、本庁及び支所の新築改築の件及びそれに関連しまして新市の組織体制の検討を進めてまいりましたけども、本庁舎を設置します一の宮町の支所につきましては、支所が持つ機能については本庁の職員体制を整えることによって十分な対応が可能となるのではないかと、或いは支所を設置することによりまして、逆に本庁と支所の間で住民の間に戸惑いが生じるのではないかとといったことが挙げられておりました。で、そこを踏まえまして、小委員会といたしましては、先ほど委員長報告がございましたが、一の宮町には支所を設置しないということで確認事項の一部改正報告をそこにさせていただいております。確認事項の(2)「現在の一の宮町、阿蘇町、波野村にそれぞれ支所を置くものとする。」という文言の記述につきまして、「現在の阿蘇町、波野村にそれぞれ支所を置くものとする。」に改めさせていただきたいと思えます。

なお、一の宮町における支所業務につきましては、本庁機能の中で対応するものとしますけども本庁組織が非常に大きくなりますので、住民の方にわかりやすいように総合案内係等を設けることで現在調整をしておるところでございます。

前回の協議会におきまして、口頭で私のほうから説明させていただきましたが、参考資料といたしまして、4 ページ目に支所機能の基本的考え方というのを付けさせていただいております。併せまして、5 ページ目から 8 ページ目に支所で取扱う業務についてということで、具体的な業務を記載させていただいております。以上参考資料を付けさせていただいておりますので、ご協議をよろしくお願ひしたいと思います。

会長（河崎敦夫） 家入委員長の報告等、また事務局からの補足もございましたが、何かご質疑ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、一の宮町支所についての確認事項の一部改正については、支所を置かないということとでいきたいと思ひます。ありがとうございました。

それでは次に、前回からの継続でございます財産及び債務の取扱いについて、事務局から説明していただきたいと思ひます。

（2）協議事項

協議第 7 号（継続） 財産及び債務の取扱いについて（財産区等）

事務局次長（大塚） 財産及び債務の取扱いについて協議第 7 号になりますけども、これにつきましては、阿蘇町と波野村につきましては、原案どおりということでございましたので、一の宮町委員さんからのご報告をお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

会長（河崎敦夫） 協議第 7 号の財産及び債務の取扱いについては、阿蘇町と波野村は原案どおりということで、今日まで推移しております。従いまして、一の宮町のほうから報告お願ひしたいと思います。

一の宮町（宮崎昭光君） 一の宮の特別委員長です。協議第 7 号財産及び債務の取扱いにつきまして、2 回継続審議でお願いをいたしておったところでございますが、慎重審議、協議いたしました結果、原案決定の合意を得てまいりました。以上です。

会長（河崎敦夫） それでは、一の宮町の報告で、3 町村ともにこの協議第 7 号の財産及び債務の取扱いについては、原案どおりということで承認決定いたしました。ありがとうございました。

協議事項はこれで、一応終了、44 項目の協議がこれで無事 100%ということで、協議が終わりました。本当にご協力ありがとうございました。そしてまた、紳士なご検討をいただきまして、ありがとうございました。

それではその他ということで、何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。

（3）その他

阿蘇町（丸山信義君） 農協としてお願ひですが、実は指定金融機関のことですけれども、これについては決定済みというようなことではございますが、小委員会の付記事項ではないと思ひますけれども、他所の町村の合併をみますとかなりのところが農協を指定金融機関として指定

をいただいている。ですから、いつかこの小委員会においてそのようなことがなされるのかなと思っておりますが、付記事項でないためというようなことでありましょけれども、決まったものをどうこうということではありません。で、2年の契約ということでもありますので、2年後については、是非とも農協も土俵に上げていただきたい。

やっぱり地域の中で、農協の果たしております役割であったり、農協の雇用人員であったり、組合員さんは全てこの地域内の人であったりというようなことで、農協も水道料であったり、税金であったり、相当量を収納いたしております。ですから、そのためにもやはり、是非とも次回の期限が来ました折には、協議の中、土俵に上げていただいて、その折には農協のほうを指定金融機関にご指名いただくようなかたちでお願いしたいと思います。

会長（河崎敦夫） 要望でございましたが、これもやはり新市発足に勘案しながら、決めていかなければならないとこのように思っております。

他に委員さんのほうから何かございませんでしょうか。無いようでございますので、事務局、その他で何かありますか。

事務局次長（大塚） それでは、その他で事務局のほうからご報告をさせていただきます。お手元に別冊で、合併までのスケジュールについてということで、1ページ目から21ページ目までの分厚い冊子が置いてあると思います。先ほど合併協定項目の44項目につきまして、全て協議が整いました。で、今後のスケジュール或いは合併協定項目の確認という意味合いで、この資料を付けさせていただきます。

まず、今後のスケジュールについてでございますが、ただ今合併協定項目の承認が終わりまして、今後合併協定書の調印ということに移っていきます。調印が終わりますと、一の宮町、阿蘇町、波野村のそれぞれの議会において、廃置分合の議決が行われます。廃置分合の議決の具体的中身は、そこ から まで書いてあるとおりでございます。そして、その廃置分合の議決が整いました後には、合併の申請ということになります。市の廃置分合の場合につきましては、国との協議が必要でございます。これは県のほうで協議を行なっていただくこととなりますけれども、国との協議を進め、そして都道府県議会の議決、県知事の合併決定の処分という形で決まっていきます。そして最終的には国へ届け出を行いまして、総務大臣の告示をもって法律的な合併の効力が発生するということになります。そして平成17年の2月11日に阿蘇市の誕生という、今後のスケジュールはそういった形で進んでいくことになるかと思えます。

次に2ページ目でございます。合併協定書を付けさせていただきますけれども、合併協定書につきましては、これまで協議会の場で確認されてきましたことを全て項目ごとに整理しまして並べたものでございます。そこにアンダーラインを引いてあるところがございます。まず、4の(2)の一の宮町の地番でございますけれども、これにつきましては、正式な地番で若干修正を加えさせていただきました。これが正式な地番でございます。そして、(3)のアンダーラインの一の宮町につきましては、先ほどの小委員会の報告のとおり、これにつきましては削除をさせていただきたいというふうに思っております。

次に3ページ目になりますけれども、5-1の財産区等についてでございますが、これは原案ど

おりということでございましたので、矢印以降の現在協議中という部分につきましては、全て削除をお願いしたいと思います。その他の協定項目につきましては、これまで確認されたとおり並べさせていただいております。これをもって合併協定書ということで、最終的な位置づけをしたいというふうに思っております。

17 ページをご覧くださいと思います。17 ページ目に調印書ということで、合併に関する協議が整い3カ町村長が確認をしたので、ここに署名調印するということで、各町村長の署名押印がまず、調印ということではいることになります。

そして18 ページ目以降の立会人等につきましては、合併協議会の現委員さんにつきましては、立会人として調印の時に併せて署名をお願いしたいと考えております。そして、特別立会人として、県知事のほうをお願いしたいと考えております。

これが最終的な合併協定書になります。以上、スケジュールと合併協定書について、説明をさせていただきます。

会長(河崎敦夫) 合併までのスケジュールについて説明がございました。何か質問ございますか。はい、どうぞ。

波野村(後藤新一君) 波野村からですが、この合併協定書の中身については今、事務局から説明されたとおりであります。ただスケジュールは、それでいいと思いますが、波野村だけの問題として、問題というか昨日議会で全員協議会をしたわけですが、この協定書の中身、こういった書類を各議員さんにまだ配布していないんです。配布していないというのが、いわゆるその今までの継続協議というのがありましたし、今日もそういったことで削除事項も出てきておりますし、修正事項も出ておりますが、これをもちろんはっきりした段階で議員さんには、説明しようと思っておったわけです。

ところが、今日までそれをしてないもんですから、明日の晩に合併特別委員会を開いて、こういう協定の内容で今のところは25日ということですが、それで調印式をするということになっていますということを一応報告しなければならないことになっています。ですから、そのへんはそれでいいのかどうか、まあそういうような感じを持っておりますが。

会長(河崎敦夫) それは波野村独自の問題じゃないですか。一の宮は一の宮、阿蘇町は阿蘇町で、ここの協議会の決定事項、協議事項踏まえて報告済みだと。で、どうでしょうか、これ。はい、どうぞ。

波野村(後藤新一君) そういうことで波野は特にせなんということですよ。他の町村は前もらった資料としては参考資料ということで、なんかもらって議会の中で説明されておるといことでしょ。私のところは写しをとって各位員さんに渡してないと、議会のほうに。特別委員会のほうに示していない。ですから、そこのところが少し遅れているから、そういう感じで、この協定書の中身がどうのこうのじゃなくて今まで決めてきたことですから、こういうような内容ですよということをはっきり最後、意識を統一しますというか前にしてくれんかという要望もございましたので今申し上げたわけで、特にだからこれに対して、反対とかこれいかんですよということで、持ち上げるということは全然ないんですけども、各議員さんの協力を得ないといけないこ

とでありますからですね。

今までも全ていちいち持ち帰って説明し、協議をしまいいりましたからですね、波野村は。ただ、そういう気持ちを持ってもらいたいということです。後で異議申し立てとかをすることではありません、あくまでも。総意で決めてきたことですから、これを曲げることは出来ないと思います。そういう時間を持っておるということを今お伝えしたわけです。

一の宮町（宮崎昭光君） 会長、調印式の日程はまだ決定していないでしょ。

波野村（後藤新一君） 今までの話はそういうことだったでしょ。25日とかいう話を聞いておりますから。だけどここには書いてないから、また改めて提案されるかもしれませんが、波野の状況はそうでしたということをお報告しておきます。

会長（河崎敦夫） 今の発言については、今からそういうスケジュールの詳細な日程を提案していきますので、そのへんのところで取りざたされてほしいのですが、正式な日程等々について詳しく進める中で、他の町村の出方もみていただきたいそのように思っております。それでは事務局のほうから説明願います。

事務局次長（大塚） それでは、2点でございますけれども、今議会報告の件がございましたがこれにつきましては、今日お見せいたしましたその協定書につきましては、あくまでこれまで各町村に個別に持ち帰っていただいたものをこの場で確認していただき、その確認したものをまとめたただけのものでございます。特にこちらで特殊な修正を加えたということではございませんので、そこはご理解いただきたいと思えます。それと議会のほうにつきましては、最終的には廃置分合の議決ということで、議会の権限において合併の有無について判断をいただく機会が出てくるかと思えます。先ほど会長が申しましたように波野村のほうでそういった形でご説明をされるということであれば、それはそういった形をお願いしたいというふうに思えます。

それともう1点でございますが、調印式の日程等についての話でございます。全体のスケジュール案については、先ほど簡単にご説明させていただきましたが、2月の第5回の協議会におきまして、委員のほうから合併の調印はいつ頃するのかという事務局へのご質問がございました。その時に協議事項が整えば事務局の希望としましては、3月末には調印式を行いたいということをお答えしたことがございます。その後、幹事会、町村長会あたりで日程の調整も進めてまいりましたが、本日合併協議事項が全て整ったということがまず1つございます。それと前々から申しましたように、新年度に入りますと本庁舎の改修とか或いは電算システムの構築とかそういったいろいろな負担が出てまいります。そういったことも加味しまして、出来れば新年度に入る前、本年度中に合併調印を進めておくべきではないかということで、以前3月中というご要望を事務局からしたところでもあります。

それで、具体的な日にちでございますけれども、緊急になるかと思えますけれども事務局としましては、3月25日、明後日になりますが、3月25日の午後4時から阿蘇いこいの村で調印式を行えないかということで、この場で提案させていただきます。

会長（河崎敦夫） いよいよ総仕上げという感じでございますが、明後日の3月25日木曜日午後4時から阿蘇いこいの村で調印式をしたいという事務局の提案でございますが、よ

ろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

はい、異議なしということで。

一の宮町（宮崎昭光君） 議長。

会長（河崎敦夫） 異議じゃなからう。どうぞ。

一の宮町（宮崎昭光君） 事務局の配慮はわからんでもございませぬ。実は、25日の調印ということであれば、前回の委員会あたりで、そういった予定を示すべきではなかったかと思っております。といたしますのも、ここに出ている委員さんたちは各町村の合併協議会の代表でございます。で、それぞれ各町村には議会もございませぬ。我々は議会の代表で出ております。

先般うちの協議会でもいろいろ議論いたしまして、中身については出ませぬけども、25日調印の予定ということで町長からも聞きましたので、慎重な審議をお願いしたいといったかたちで合意を取り付けて、我々、協議会に一任を取り付けて会議に来ました。で、明後日ということであれば、地元の議会にも正式な報告もできないままの調印式でございませぬ。それでいいということであれば、それで結構でございませぬ。

会長（河崎敦夫） 当協議会が任意協議会から移行して法定協議会として、いよいよ今日の時点で44項目の全ての協議が整理されて審議つくされました。従いまして、合併に向かってまっしぐらに進んでおるということでございませぬ。

ある意味では、これ言い方は悪いかもしれませぬけれども、ここまできたんだ、ここまですべて踏まえて、やはり調印を早く済ませて、合併に向かってまっしぐらに行こうじゃないかという気持ちの方が多いのではないかと思います。宮崎委員のその一人と思っておりますけれども。

ただ、住民に周知徹底ということになるとそれぞれの町村のやり方があるかと思いますが、私どもでは議会だより、広報等々でつぶさに住民のほうには周知徹底をしてきたつもりではございませぬけれども。

一の宮町（宮崎昭光君） だから、前回ぐらいにそういったスケジュールを説明されておればきちっとした中で地元の協議会もできてきたと思うんですよ。我々が責められるとですよ、実際にいうと。なん、われたちは勝手にやりよるかといったかたちですね。

会長（河崎敦夫） じゃ、どうしますか。ここに至っては、それぞれ、一の宮の宮崎委員のご意見もありましたけれども、一の宮の町民ももう納得していると思っております。

一の宮町（宮崎昭光君） もちろん納得しているんですよ。納得しているからこそ言ってるんですよ。

会長（河崎敦夫） だからそれを延期するというのもまた、せっかく他町村も。はい、松永委員。

阿蘇町（松永 勲君） いよいよ25日に調印式という段階になってきました。ただ今一の宮の委員から出ました意見、それはそれぞれの町村で今日までの経過については、十二分に議会或いは全員協議会或いはそれぞれ町村独自の住民説明会等を踏まえながら44項目については、ご

理解をいただいておりますものというふうに思います。私どももそういったつもりで今日まで全員協議会、議会等々を踏まえ住民にも理解を求めておるところでありますし、そういう意味では、調印式については25日、予定どおりしても問題ないのではないかなというふうに思います。できれば一の宮のほうもそういった立場で25日の調印式についてはご理解と承認をいただければ非常にスムーズに行くのではないかなというふうに思います。

一の宮町(宮崎昭光君) 調印式の日取りの背景につきましてはこれ以上申しません。振興局長はご存知でございますけども、振興局長のご努力はもう分かっております。ただですね、その設定の過程に対しての私は意見でございます。もちろんその協議項目44項目、審議終了して次の段階、調印ということは分かっております。ただその日取りの設定に対しての異議を申しただけでございますので。あえて県の事情もありましょう。段階的にはその25日でなくても26日でも27日でも別に問題はございませんが、みんなの意見が25日といった意見が強いようでございますので、25日に調印式に臨んで結構だと思います。

会長(河崎敦夫) はい、ありがとうございました。それでは、25日決定でよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは調印式、先ほど申し上げましたように25日午後4時から場所は阿蘇いこいの村ということで決定いたしました。委員の皆様も立会人としての署名もでございますので、一人もれなく参加していただきたいとこのように思っております。ありがとうございました。

事務局その他ありますか。はい、どうぞ。

波野村(山口定喜君) もう合併スケジュールも決まりまして、合併協定書調印という形になってきました。こういう形で、今の3カ町村は合併間近ということになってまいりますけれど、私お尋ねしたいのは岩下振興局長なんですが、別枠の、私たちの合併協議会とは別枠の合併申請が上がっておりますね、一の宮、産山、波野という形で。そういう問題も波野のほうでも提出しましたけれども、いわゆるその同時否決しても今度50分の1を提出すれば住民投票と、住民投票法は議会の議決より優先するとかいろいろなことがあります。そうではなくて、我々の合併協議会が、どこまで決定した段階で本決まりになるのか。或いは、その別枠の動きと併用してどうしていくのかですね、そういうのをお尋ねしたいです。

事務局次長(大塚) すいません。岩下局長へというお尋ねでありましたけども、先ほど合併までのスケジュールについて私のほうから説明をさせていただきましたので、それに合わせてご説明をさせていただきたいと思っております。

町村における合併の方針決定につきましては、あくまで廃置分合の議決というのが、その合併方針決定になると思っております。ですから、いろいろな意見があるかと思っておりますけれど、各町村の意思決定は、廃置分合の議決が最終的意思決定になります。で、その後、県のほうに申請を上げて県議会或いは県知事の決定という形で進んでまいりますけども、法律的に最終的にもう動かないということになるのは、国へ届出を行ってこの総務大臣の告示があった段階が法律的な決定の日にとということになります。そこでもう法律的には、新市が実際誕生した

ような効果が示されるということになります。お尋ねの主旨はそういったことでございましたでしょうか。

波野村（山口定喜君） 最終的法的決定は、総務大臣の告示ということですね。はい、わかりました。

会長（河崎敦夫） ほかに何か、その他ございませんか。はい、事務局お願いします。

日程第6 次回開催日について

事務局長（岩瀬） それでは続きまして、事務局からお願いいたします。

3月25日のことにつきましては、ただ今ご承認をいただきましたので、本日通知を改めて作成させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

次に、次の定例会のことについて提案させていただきます。協定項目の44項目につきましては協議されましたけれども、今後新市の誕生に向けてはまだ調整すべき協議の席が必要でございますので、次回を4月13日火曜日午後1時30分から阿蘇町の農村環境改善センターで会議させていただきますというのを提案申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

会長（河崎敦夫） それでは次回の件でございますが、4月13日火曜日午後1時30分から阿蘇町の農村環境改善センターということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは事務局案どおり決定します。

事務局次長（大塚） 申し訳ありません。先ほど山口委員のほうにご説明した件で、1つだけ念のため確認です。町村からの申請が上がりまして、町村の意思決定はあくまで町村の廃置分合の議決が終わった時点で意思決定がされたということになります。で、都道府県の議決があった場合は、町村で議決したものについてそれ以降の取り下げというのは行政実例でもできなくなっております。ですから、町村の意思決定をして、県のほうに上げます。上げて、県議会が議決をした段階で町村側からの取り下げの動きはもうできないということでありまして、ですからそこが一応決定の時期になるかと思えます。ただ法律上は先ほど言いましたように、総務大臣の告示が法律上の決定時期ということでありまして、都道府県の議会の議決があれば、もう町村側からの取り下げはできないということです。

町村の議会の議決がありまして、その後に全町村が同一の意思を持って、例えば取り下げたいというようなことがあれば、都道府県の議会の議決がある前まではそういった動きも可能ということ。一度廃置分合の議決があって、その後にそういった動きが出るということはずまいと思えますけれども、ただ都道府県の議会の議決があった後には、もうそういった動きはできなくなるということでございます。そういう行政実例がございます。

日程第7 閉会

会長（河崎敦夫） はい、よろしゅうございますか。真剣にご討議いただきましてありがとうございました。これで第6回の合併協議会これで終わりたいと思えます。本当にご苦労様でございました。明後日の調印式よろしくをお願いいたします。

事務局長(岩瀬) それでは長時間に亘りましてありがとうございました。以上を持ちまして、第6回阿蘇中部3町村合併協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後3時20分 閉会